

下水道管路施設保全立会業務他業務に係る委託契約書

神戸市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）との間で、次の表の条項及び別紙委託契約約款の条項（次の表の第5項に定める条項を除く。）により委託契約を締結する。

<p>1 委託業務に係る委託料（部分払、前金払又は概算払により支払うものは、その旨、その金額及び支払う時期）</p>	<p>XXX, XXX, XXX 円（うち消費税及び地方消費税相当額 X, XXX, XXX 円） （内訳） 業務開始日（令和7年4月1日）以降、半年ごとに X, XXX, XXX 円（うち消費税及び地方消費税相当額 XX, XXX 円）を分割して支払う。</p>
<p>精算を行う場合の方法</p>	<p>なし</p>
<p>2 契約保証金（第3条関係）</p>	
<p>3 委託業務の履行に係る期間又は期日（以下「委託期間等」という。）</p>	<p>令和7年4月1日から令和10年3月31日まで</p>
<p>債務負担行為又は長期継続契約に該当する場合は、その旨</p>	<p>債務負担行為</p>
<p>4 甲が乙に対し委託業務の履行のために必要な機械器具等、設備等を提供する場合の有償又は免除の別 有償の場合の金額（第18条第3項、第5項関係）</p>	<p>なし</p>
<p>委託料からの控除又は納入通知書による納付の別、及び控除（納付）時期</p>	<p>なし</p>
<p>5 別紙委託契約約款のうち適用を除外する条項</p>	<p>なし</p>
<p>6 別紙委託契約約款に付加する条項</p>	<p>（企画提案書の提案内容の不履行に対する処置） 第43条 乙の実績報告等または甲の実施する履行状況確認その他により、企画提案書で提案された内容の不履行が判明した場合には、甲は速やかにその旨を乙に通知するとともに、乙は委託業務の改善等を行わなければならない。 2 前項の改善等を行う場合には、乙は方法及び期間等を示した業務改善計画書を甲に速やかに提出し、甲の確認を受けたうえで実施しなければならない。 （費用の負担） 第44条 前条の委託業務の改善等に要する費用は、全て乙が負担するものとする。 （甲の解除権） 第45条 本約款第26条第1項につき、第1号を以下の第1号に読み替える。 (1) 正当な理由がなく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。</p>
<p>7 担保期間（第13条）</p>	

〔紙契約の場合〕

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

〔電子契約の場合〕

この契約の締結を証するため、甲と乙は、本電子契約書ファイルを作成し、それぞれで電子署名を行う。なお、本契約においては電子データである本電子契約書ファイルを原本として扱うものとし、同ファイルを印刷した文書はその控えとする。

年 月 日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

代表者 神戸市長 ○○ ○○

印

※電子契約の場合は「印」は削除する。

乙

印

※電子契約の場合は「印」は削除する。